三　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証
四　第七条第三項第四号に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（令第三十一条の二第十七号（障害者等の範囲）に規定する療育手帳をいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳
五　第七条第三項第五号に規定する運転免許証（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日において有効なものに限る。）又は運転経歴証明書
六　第七条第三項第六号に規定する旅券で貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日において有効なもの
七　第七条第三項第七号に規定する在留カード又は特別永住者証明書で、貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日において有効なもの
八　国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

3　令第三百三十七条第二項第二号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
一　法人番号を有する法人（法人課税信託の受託法人（法第六条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）　当該法人の次に掲げるいずれかの書類
イ　法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（法人番号の通知）（同令第三十九条第四項（届出による法人番号の指定等）において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載のあるものに限る。ロ及び次項第四号において同じ。）で、貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日前六月以内に作成されたもの
ロ　法人番号通知書（イに掲げるものを除く。）及び法人確認書類
ハ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十八条第四項（通知等）の規定により公表されている当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。ハにおいて同じ。）と当該法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。次項第四号において「法人番号印刷書類」という。）及び法人確認書類
二　法人番号を有しない法人（法人課税信託の受託法人を除く。）　当該法人の法人確認書類
三　法人課税信託の受託法人　次に掲げる書類
イ　当該法人課税信託の受託者の第一項各号又は前二号に掲げる区分に応じこれらの号に定める書類（当該受託者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）
ロ　当該法人課税信託の信託約款その他これに類する書類（当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された法第六条の三第一号に規定する営業所の所在地の記載のあるものに限る。）

第八十一条の七第二項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「次項」を「以下この号及び次項」に改め、「同じ。）」の下に「及び個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」を加え、同条第三項中「その氏名若しくは名称又は住所を変更した」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「その変更前の氏名又は名称及び住所並びに変更後の氏名又は名称及び住所」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項（第一号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「その変更前の氏名又は名称及び住所」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その変更前の氏名又は名称及び住所又は名称及び住所」に、「当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された法第六条の三第一号に規定する営業所の所在地の記載のあるものに限る。）」を「当該法人課税信託の信託された法第六条の三第一号に規定する営業所の所在地の記載のあるものに限る。）及び当該法人課税信託の信託約款その他これに類する書類（当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された法第六条の三第一号に規定する営業所の所在地の記載のあるものに限る。）」に改める。

第八十一条の七第二項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「次項」を「以下この号及び次項」に改め、「同じ。）」の下に「及び個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」を加え、同条第三項中「その氏名若しくは名称又は住所を変更した」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「その変更前の氏名又は名称及び住所並びに変更後